

一般社団法人日本地震予知学会 会員入会約款 (2014年7月8日 策定)

第1条 (入会の成立)

一般社団法人日本地震予知学会会員申込者(以下「甲」という)は、本法人の会則、申込書の記載内容及び次条以下の条項を確認及び承諾の上、申込書記載の一般社団法人日本地震予知学会(以下「乙」という)に対して入会の申込を行い、乙はこれを確認の上、承諾し、第2条記載の甲の振込みをもって入会の成立とする。

第2条 (会費等の支払い)

甲は申込書に記載された金額の年会費を乙の指定する期日までに指定口座に振込むこととする。

第3条 (会員入会日)

会員の入会日は入金日とする。入金を確認した後に乙が甲に対し会員番号を発行する。

第4条 (会員期間)

会員期間は、4月1日より1年間とする。特に事前の申し出が無い限り自動更新とする。年度途中の入会の場合も、1年分の年会費を支払うこととする。

第5条 (変更情報の通知義務)

入会申込書に記載された内容に変更が生じた場合、甲は速やかに乙に変更内容を伝えなければならない。

2. 前項の通知を怠ることにより甲が不利益を被ったとしても、乙はその責任を負わない。

第6条 (金銭授受に関する規定)

やむを得ない理由により、乙に払い込まれた金銭を返還する場合、その手数料は振込人が負担しなければならない。

2. 乙が振込人を識別できない場合に生じた甲の不利益について、乙はその責を負わない。

3. 甲の振込が過払いとなった場合、乙は過払い金を年会費で相殺する事ができる。

第7条 (反社会勢力の排除)

甲は、乙に対し、入会において、甲(法人の場合は、代表者・役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力という」)に該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約する。

2. 乙は、甲が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、会員を除名する事ができる。

3. 乙が、前項の規定により会員を除名した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責任を負わないものとする。

第8条 (協議事項)

本条項に定めない事項又は解釈について疑義を生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し、その解決に当たる。

2. 本法人の会則及び本会員入会約款に定めのない事項については、民法等の関連法令に従うものとする。

第9条 (紛争解決)

例会等において生じた盗難、紛失及び会場への移動中等に起きた事故並びに天災等については、乙は一切の責任を負わない。

第10条 (管轄裁判所)

入会に基づく、又はこれに関連する甲乙間の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 (改定)

運営の為に必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本約款を改定できるものとする。